

# 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）の事務局修正について

資料2  
平成30年2月1日  
障がい者福祉専門分科会

No	修正前	修正案																
1	<p>●第4章 成果目標 V 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>《素案 P31》</p> <p>◆目標値設定に当たっての考え方</p> <p>市内にはすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターのうち、福祉サービスを行う福祉型が1か所、福祉サービスに併せて治療も行う医療型が1か所設置されており、保育所等訪問支援事業所も1か所設置されています。また、医療型の児童発達支援センターにおいては、放課後等デイサービスの指定も受けており、どちらでも重症心身障がい児を受け入れています。</p> <p>これらの事業所において、引き続き必要な支援が受けられ、障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活できるよう、各々のニーズに応じた療育・教育の充実を図るための望ましい提供体制の在り方などについて検討が必要です。</p> <p>そのための方策として、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労支援等を途切れずにつなげるため、乳幼児から就学前、学齢期、成人期（大人）までのそれぞれのライフステージごとに相談や支援を一貫して受けられる体制の確保が必要です。</p> <p>そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。</p> <p>◆目標値</p> <table border="1" data-bbox="320 1207 1291 1423"> <tr> <td>①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>②保育所等訪問支援利用体制の構築</td> <td>構築する</td> </tr> <tr> <td>③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数</td> <td>各1か所</td> </tr> <tr> <td>④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</td> <td>設置する</td> </tr> </table>	①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	②保育所等訪問支援利用体制の構築	構築する	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各1か所	④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置する	<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、あすなろ療育福祉センターのほか国立青森病院が運営している事業所においても重症心身障がい児を支援していることから、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>《計画（案）P33》</p> <p>◆目標値設定に当たっての考え方</p> <p>市内にはすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが2か所（福祉型1か所、医療型1か所）設置されています。保育所等への訪問により支援する保育所等訪問支援事業所も1か所設置されています。</p> <p>また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ2か所設置されています。</p> <p>これらの事業所において、引き続き必要な支援が受けられ、障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活できるよう、各々のニーズに応じた療育・教育の充実を図るための望ましい提供体制の在り方などについて検討が必要です。</p> <p>そのための方策として、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労支援等を途切れずにつなげるため、乳幼児から就学前、学齢期、成人期（大人）までのそれぞれのライフステージごとに相談や支援を一貫して受けられる体制の確保が必要です。</p> <p>そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。</p> <p>◆目標値</p> <table border="1" data-bbox="1626 1207 2597 1423"> <tr> <td>①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>②保育所等訪問支援利用体制の構築</td> <td>構築する</td> </tr> <tr> <td>③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数</td> <td>各2か所</td> </tr> <tr> <td>④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</td> <td>設置する</td> </tr> </table>	①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	②保育所等訪問支援利用体制の構築	構築する	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各2か所	④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置する
①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所																	
②保育所等訪問支援利用体制の構築	構築する																	
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各1か所																	
④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置する																	
①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所																	
②保育所等訪問支援利用体制の構築	構築する																	
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各2か所																	
④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置する																	